

官報

大蔵省印刷局発行

明治二十五年三月三十一日
第三種郵便物認可
日刊(日) 休刊(休)
付録資料(注) 毎週水曜

省 令

○農林省令第三十一号

植物防疫法(昭和二十五年法律第百五十一号)第六條第二項及び第十五條第二項において準用する第十一條第一項の規定に基づき、植物防疫法施行規則の一部を改正する省令を次のように定める。

昭和四十九年七月二十四日

農林大臣 倉石 忠雄

植物防疫法施行規則の一部を改正する省令
植物防疫法施行規則(昭和二十五年農林省令第七十三号)の一部を次のように改正する。

第六條第一項第一号中「田子の浦」の下に、「御前崎」を、「高知」の下に、「須崎」を、「関門」の

下に、「刈田」を加え、同条第二項第三号中「留萌」の下に、「能代」を加え、「御前崎」及び「須崎、刈田」を削り、「細島」の下に、「運天」を加える。

第三十二條第一項中「期間内」を「期限まで」に改める。

附 則

1 この省令は、昭和四十九年八月一日から施行する。ただし、第三十二條第一項の改正規定は、公布の日から施行する。

2 改正後の植物防疫法施行規則第三十二條第一項の規定は、昭和五十年産の指定種苗の検査から適用し、昭和四十九年以前の年産の指定種苗の検査については、なお従前の例による。